

薬価改定と掛金率改定について（案）

- 1 今回の薬価改定については平成 24 年 4 月から適用する。
- 2 今回の薬価の改定は昭和 46 年以降の薬価算定方式の大幅な改正に伴うものであり、特例的な措置として薬価改定の結果を掛金率に反映させることとし、掛金率の一部修正を 24 年 10 月目途に行うこととする。
- 3 今回の見直し後の算定方法による薬価改定については 3 年ごとの掛金率の改定に併せて行うこととする。

なお、今回講ずることとした薬価引き下げ緩和措置については、今回を含め 2 回の薬価改定に限り適用とし、平成 29 年度の掛金率の改定時には食料・農業・農村政策審議会農業共済部会に廃止をお諮りする。

家畜共済に係る改定のスケジュール

	共済掛金率	診療点数	薬価基準	
			薬価改定	新規収載
H 2 2			○	○
H 2 3	○	○	○	○
H 2 4	(薬価算定方式変更に伴う部分改定)		○ (緩和措置あり)	○
H 2 5				○
H 2 6	○	○	○	○
H 2 7				○
H 2 8				○
H 2 9	○	○	○ (緩和措置なし)	○
H 3 0				○
H 3 1				○
H 3 2	○	○	○	○